

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

オンライン中継対応講座

空き家対策特別措置法等と 行政代執行の法律実務と対応策

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

本会事業には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年5月に特定空き家法が制定され、それに基づく条例が自治体で制定されてきました。しかし、空き家件数は依然増加の一途をたどり、平成30年の空き家総数は846万戸と5年前の統計から26万戸増加しています。同法に、該当する空き家件数も347万戸とさらに増加しています。特定空き家法の条件に該当すると、行政代執行に基づく行政強制の対象になる場合があるため、今後、行政代執行に至る事案も増加するものと予想されます。

そこで本講座では、空き家対策特別措置法及びその後の処理状況を踏まえて、行政代執行に至る法律実務を検討し、これらの対応策についてわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会にぜひ関係者の方々多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時： 令和3年2月16日(火) 13:00～17:00
2月17日(水) 9:30～16:00

会 場： 本会専用教室（大阪市西区靱本町1-8-4）
大阪科学技術センタービル内

講 師：自治体法務研究所 代表 江 原 勲 氏

参 加 料 : (負 担 金)		参 加 料	消 費 税	合 計
	本会会員(1名)	29,000円	2,900円	31,900円
	一 般(1名)	32,000円	3,200円	35,200円

キャンセル：開催日の3営業日前(オンライン中継は5営業日前)から前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

留意事項：

- ・教材は当日お渡しいたします。
- ・ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
- ・録音・録画・写真撮影はお断りいたします。
- ・受講中はパソコンのご使用をお願いします。
- ・参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。
- ・参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

**オンライン
受講要領**：

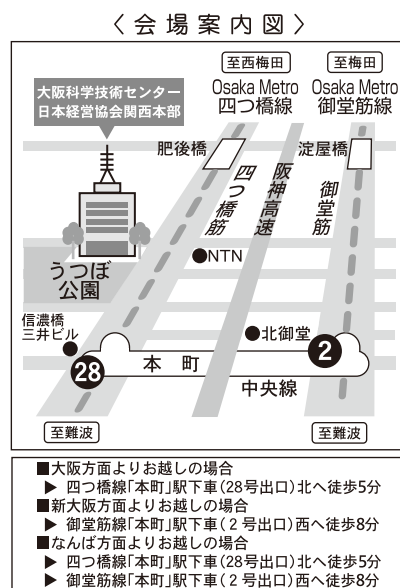
- ・オンライン中継対応講座では、当日本会会場で開催するセミナーをオンライン中継し、Zoomを使用してご視聴いただけます。
- ・参加者が少人数の場合は中止させていただく場合がございます。
- ・HPよりお申し込みください。
- ・詳細については、下記の担当者まで電話またはメールでお問い合わせください。

お申込み : 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当: 原)
お問合せ先

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階

TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 メールアドレス yu-hara@noma.or.jp

URL <https://www.noma.or.jp> (※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)



▶ プログラム ◀

1. 不適正管理の空き家等

- (1) 不適正管理の空き家等の現状
- (2) 空き家の取得原因等
- (3) 管理不全な空き家等による外部不経済

2. 空き家等特別措置法の制定前の状況

- (1) 空き家の適正管理の条例対応
- (2) 条例化による行政介入

3. 空き家等対策の推進に関する特別措置法の基本的事項

- (1) 空き家等対策の基本的な考え方
- (2) 実施体制の整備

4. 空き家等に対する対応

- (1) 法に定義される「空き家等」及び「特定空き家等」
- (2) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (3) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (4) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (5) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

5. 特定空き家に対する措置

- (1) 適切な管理が行われていない空き家等の所有者等の事情の把握
- (2) 「特定空き家等に対する措置」の事前準備
- (3) 特定空き家等の所有者等への助言又は指導
- (4) 特定空き家等の所有者等への勧告
- (5) 特定空き家等の所有者等への命令

6. 空き家法と空き家条例

- (1) 条例のみによる場合

- (2) 条例を先行・空き家法を事態打開に使う
- (3) 空き家法と条例を並行
- (4) 空き家法の対象外に関する規制
- (5) 空き家法の対象に関する規制

7. 行政代執行法

- (1) 行政代執行とは
- (2) 沿革
- (3) 行政代執行法とその他の行政強制
- (4) 行政代執行と民事執行の相違
- (5) 行政代執行の要件(法2条)
- (6) 代執行権を有する行政庁

8. 代執行の手続き

- (1) 手続き
- (2) 法定の代執行手続に入る前の事務手続
- (3) 戒告
- (4) 代執行令書による通知
- (5) 代執行の実施
- (6) 代執行費用の徴収
- (7) 代執行と相手方の救済手段
- (8) 代執行の話題事例

講師紹介

自治体法務研究所 代表

江原 勲 氏

昭和39年中央大学法学部卒業。同年東京都に入庁する。東京都総務局法務部で、主査、課長補佐、副参事として、通算22年間、行政事件、民事訴訟、行政不服審査を担当。また、東京都職員研修所等の講師として活躍する一方、雑誌や単行本、実務全集等の執筆も手がける。現在、自治体法務研究所代表。

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

(2.5)

▶ 申込要領 ◀

本会ホームページからお申込みください。

WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー／講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます
- 7 お申込み完了

お申込受領後、請求書と参加券をご請求担当者までお送りいたします。

参加料は開催日までに必ずお振込みください。

(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください。)

- ・領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- ・開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。
- ・振込み手数料は貴団体にてご負担ください。

※WEB申込ができない方は、個別の講座案内ページより申込書をダウンロードの上、FAXにてお送りください。